

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
通告します。

2023年2月14日

議席番号 12番

東村山市議会議長 あて

質問者 浅見 みどり

I 学校給食の無償化に向けて

- ① 学校給食を無償化した場合に必要となる財源はいくらか。小学校、中学校それぞれでうかがう。
- ② 学校給食無償化には、子どもの成長を支えるセーフティネット、スティグマを生まない子どもへの支援、食の権利の保障という3つの重要な役割があると考えます。学校給食無償化について、積極的な検討を始めてほしい。現在の検討状況と市の見解をうかがう。

II 全小学校に設置された調理室は東村山市のたからもの

小学校給食の調理室の現状と課題についてうかがう。

- ① 小学校あり方検討会のスケジュールが延長され、2023年度中に答申を出すこととされている。丁寧な議論は重要である。学校施設全体の更新スケジュールまで時間的猶予がないほど老朽化が進んでいる調理室について、今年度中、具体的な対応はどのように行うのか。
- ② 「時間的猶予がないほど老朽化が進んでいる調理室」が設置されている学校の子ども達・保護者・調理員さん・学校側との意見交換は行われているか。当事者の希望・意見はどう反映させるのか。
- ③ 「既存不適格との解消」と「公共施設再生計画との整合性をはかる」を両立させるためには、調理室の「改修」について、調理室単体での整備について検討を早急に進めるべきと考えるか。いかがか。
- ④ 調布市では、調理室改修を1年～2年に1校ずつ、順番に進めて老朽化対策をしている。アレルギー対応や保護者からの意見を踏まえたものと聞いている。当市でも、老朽化している調理室の改修を計画的に進めて、自校方式の給食を維持するべきではないか。市長と教育長の見解をうかがう。

Ⅲ 生活保護は権利 積極的な制度周知とスティグマを生まない活用を

- ① ケースワーカーの人数と担当世帯数の平均、最多担当件数をうかがう。合わせて、社会福祉士の資格、精神保健福祉士を持っているケースワーカーの人数を経年でうかがう。
- ② 「扶養調査票」の目的と活用方法をうかがう。申請者への扶養照会の意思確認は、いつ、どのように行うのか。調査票に記載される人数のうち「扶養義務履行が期待できない者」として取り扱われた人数と割合をうかがう。
- ③ 扶養照会の統計を取っていない理由はなぜか。
- ④ 生活保護利用者の市内の状況を経年でうかがう。
 - A) 受給中に申請できる経費として、1住宅に関する経費、2就労に関する経費、3子どもの学習・部活・進学などに関する経費、4健康維持に関する経費がある。生活保護法外の制度で支給できる支援として1就労支援、2社会参加活動支援、3地域支援以降事業、4次世代育成支援があることが、生活保護のしおりに明記されている。これらの支給を行った件数をうかがう。
 - B) 眼鏡や補聴器、つえ、車いすを現物支給した件数。
 - C) 転居の要望があった件数と、転居指導を実施した件数。
 - D) 転居指導はしなかったが、移送費を支給した件数。
- ⑤ 生活保護は権利であり、その制度内容を周知することは重要と考える。生活保護のしおりをホームページからダウンロードできるようにすること、図書館や公民館、市役所の情報コーナー等にも置いて内容を周知することが必要ではないか。
- ⑥ 「生活保護は権利」とポスターを掲げる自治体が増えている。中野区、新宿区のポスターのように、当市でも同様のチラシやポスターを作成すべきではないか。市の見解をうかがう。